

資料 2 - 2 首都直下地震の復興対策に関する国の取り組み

1. 復興対策の基本的枠組み

(1) 災害対策基本法

防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める。

具体的な施策に関しては、別途に個々の法律等で規定。災害復旧と財政金融措置に関してそれぞれ 1 章を設けている。

(2) 防災基本計画

災害対策基本法第 3 4 条に基づき中央防災会議が作成する、防災に関する基本的な計画。震災対策編では、災害復旧・復興に関して、「被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」との考え方の下に、以下の内容について規定している。

第 1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第 2 節 迅速な現状復旧の進め方（被災施設の復旧等、がれきの処理）

第 3 節 計画的復興の進め方（復興計画の作成、防災まちづくり）

第 4 節 被災者等の生活再建等の支援

第 5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

また、防災基本計画の下位計画として、防災業務計画（国の機関等が所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画）と地域防災計画（都道府県及び市町村が定める当該地域の防災に関する計画）が定められている。

(3) 総合復興手引書

地方公共団体における災害からの復旧・復興対策に関する手順や参考情報を示したマニュアル作成を目的として、平成 1 6 年度に内閣府がまとめた資料集。5 分野 1 8 施策 6 5 項目についての災害後の取り組み方法の解説と、約 1 7 0 の事業・制度に関する情報、約 3 0 0 の取り組み事例の紹介を掲載。

2. 首都直下地震の復興対策に関する取り組み

(1) 「首都直下地震対策大綱」

首都直下地震大綱では、①震災廃棄物処理対策、②ライフライン・インフラの復旧対策、についての考え方を示すとともに、具体的対応体制の整備や具体的対策の検討を求めている。③首都復興のための総合的検討（円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備、発災後の計画実現方法）の実施を求めている。

(2) 復興準備計画策定指針

地方公共団体が、震災後の復興に関する基本的考え方や復興対策の内容、手順、体制等をあらかじめ検討し、迅速かつ円滑な復興対策の推進を図るための事前の準備計画を策定するための指針として、平成11年3月、国（国土庁：当時）において、「南関東直下の地震に対する復興準備計画策定指針」をとりまとめている。

なお、今年度（平成18年度）、本検討会と並行して、「首都直下地震に対する復興準備計画策定指針（仮称）」を作成する予定。

< 参考 >

災害対策基本法（復旧・復興関係部分抜粋）

第一章 総則（第一条 第十条）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与す

ることとなるように意を用いなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

第三章 防災計画（第三十四条 第四十五条）

（防災基本計画の作成及び公表等）

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

第六章 災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

- 2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

（防災会議への報告）

第八十九条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第九十条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章 財政金融措置

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生をつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準
- 二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助
- 三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

(災害に対処するための国の財政上の措置)

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。)の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)

第一百一条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)

第一百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この条において「政府資金」という。）をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置）

第百三条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

（災害融資）

第百四条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

地震が発生した場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。

1.2 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- ・各種データの総合的な整備保全（地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。

国〔総務省，経済産業省〕は，地域産業の復興の円滑化のため，耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い，企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

(2) 復興対策の研究

関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援方策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

内閣府は，被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。また，東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について，事前復興計画の作成，復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。

(3) 地震保険制度の充実

財務省は，被災者自らによる生活再建の促進のため，地震保険の制度を充実し普及率の向上を図る。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。

被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

国は、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

国及び地方公共団体は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 がれきの処理

地方公共団体は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

環境省は、迅速ながれき処理について必要な支援を行う。

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間

の連携，国との連携，広域調整）を行うものとする。必要に応じて，国は復興組織体制の整備を図り，被災地方公共団体を支援する。

2 防災まちづくり

必要に応じ，地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。

地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾，空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等は，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等については，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

地方公共団体は，既存不適格建築物については，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，がれきの処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的实施を行うものとする。

地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続き，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢，施策情報の提供等を，住民に対し行うものとする。

厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第2節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

厚生労働省及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付，また，内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため，地方公共団体は，発災後早期に被災証明の交付体制を確立し，被災者に被災証明を交付するものとする。

国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。

住宅金融公庫等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用する。

国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。

国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。

国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第3章 災害復旧・復興に関する事項

1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項

民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度災害の防止、防災まちづくり等のため、迅速、

かつ、適切な災害復旧・復興，復旧・復興事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良，復旧・復興資材の円滑な供給等に関する計画

2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項

資金需要を迅速に把握し，適切効果的な資金の融通調達を行うための調査，融通，調達の方法等に関する計画

3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

罹災都市借地借家臨時措置法の迅速適切な運用に関する計画

4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項

被災中小企業の再建を促進するため，その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する計画

5 被災者の生活確保，生活再建等への支援に関する事項

被災者に対する災害弔慰金，災害障害見舞金の支給，職業のあっせんに関する計画，租税の徴収猶予及び減免に関する計画，簡易保険契約者に対する非常貸付け，郵便貯金等の預金者等に対する非常取扱い，災害援護資金，世帯更生資金，母子福祉資金等災害援助資金の貸付け，住宅資金の貸付け等に関する計画並びに生活必需物資，災害復旧用資機材の確保及び住宅等の供給に関する計画

第5節 復旧・復興対策

1．震災廃棄物処理対策

極めて膨大な震災廃棄物量の発生は、道路閉塞等につながり応急活動の阻害要因となり得る。早期の道路啓開を実現するためにも、被災地内において、震災廃棄物の仮置き場所を確保する必要がある。

このため、地方公共団体は、あらかじめ仮置き場所としても利用可能な空地进行をリスト化し、随時、情報を更新するなどにより、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関の協力の下、震災廃棄物を順次被災地外にも運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。

また、地方公共団体は、国の協力の下、震災廃棄物処理計画の策定により、リサイクル対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等具体的な処理対策を検討する。

2．ライフライン・インフラの復旧対策

ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、首都中枢機関及び特に人命に関わる重要施設に対しては優先的に復旧させるなど、早期に復旧できるよう人材確保や資機材の配備など復旧体制を強化する。復旧にあたっては、各ライフライン・インフラ間の「相互依存性」にも考慮する。

3．首都復興のための総合的検討

首都地域の復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな首都像の構築に向けたまちづくりがなされるべきであり、想定される様々な課題に対して、各関連主体の緊密な連携のもと総合的な検討が行われなければならない。

（1）円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備

国、地方公共団体は、復興の理念や目標の設定等の復興の過程を通じて目指す都市像の策定、復興本部の設置等の実施体制の整理及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。

また、国、地方公共団体は、復興に向けた基金の検討を行うほか、企業はリスクファイナンスの充実強化等による復興資金の確保策についても検討する。

（2）発災後の計画実現方法

国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等、目指す都市像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いた平常時からのまちづくりの実践方策の検討を行う。

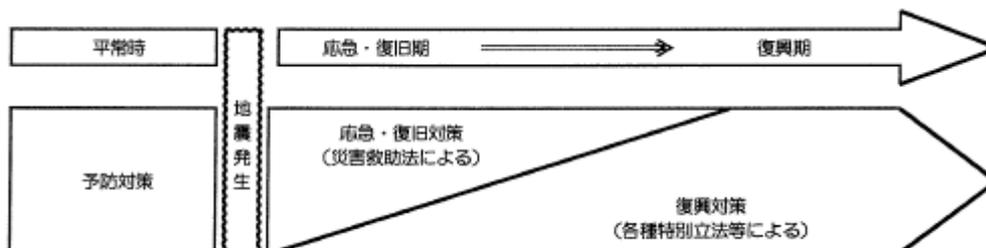
1 復興準備計画の定義

復興準備計画とは、想定される地震被害を前提とし、予測される被害に対して、どのような方向性や水準のもとに復興を図るべきか、また、それぞれの計画を実行に移すために必要な事項を、誰が、いつ、どこで、どのように行うべきか、その手順や方法等についてあらかじめ検討し、震災発生以前に策定する準備計画である。

2 復興準備計画の範囲

市区町村の予防対策及び応急・復旧対策については、災害対策基本法第42条の規定に基づき市区町村が策定する地域防災計画によることとされているが、復興準備計画において示す内容の範囲は、応急・復旧対策以降の復興対策についてである。ただし、応急・復旧対策の中には、その後の復興対策に密接に関連する事項もあることから、必要な事項については、応急・復旧対策の事項であっても復興準備計画で示すこととする。

□震災発生以前から発生後の対策の流れ



□予防対策、応急・復旧対策、復興対策の概要例

予防対策の例	応急・復旧対策の例	復興対策の例
<ul style="list-style-type: none"> ○震災予防に関する調査研究 ○各種被害想定の実施 ○防災思想の啓発 ○火災等防止計画 ○避難計画 ○情報連絡体制の整備 ○応急対策用物資・資機材の備蓄 ○避難場所の確保 ○密集住宅市街地整備促進事業等の実施 ○不燃化促進事業 ○道路・橋梁等防災計画 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助、応急救護 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○飲料水・食料等の給与 ○医療救護・防疫 ○道路等の応急・復旧 ○ライフラインの復旧 ○応急仮設住宅の建設 ○一般被災住宅の応急修理 ○障害物・がれきの処理 ○学用品調達等の実施 ○罹災証明書の発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の再建支援 ○就業の斡旋 ○住宅の供給促進 ○事業所の再建支援 ○住民のこころのケア ○児童・生徒のこころのケア ○コミュニティの再建支援 ○学校、文化施設の再建支援 ○福祉・保健施設の再建支援 ○各種情報提供・相談業務 ○市街地の復興 ○復興イベントの開催 等
市区町村地域防災計画で規定		市区町村復興準備計画で策定

3 復興準備計画の構成

復興準備計画は以下に掲げる基本的構成を踏まえて記述するものとする。

第1部においては、総則に関する事項として、復興方針や復興体制、復興財源について述べるものとする。

第2部においては、都市基盤から各種調査及び情報提供・相談まで、復興準備計画策定指針に掲げる事項のうち、市区町村において必要となる事項を選択して述べるものとする。

第3部においては、市区町村における該当地区の復興方針及び復興方策について、復興準備計画策定指針を参考にし、必要事項を述べるものとする。

□復興準備計画の基本的構成

